

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和7年長崎県告示第214号の2）の一部を次のとおり変更し、令和7年12月25日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年12月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和7年4月1日から令和8年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【するめいか】 <u>1,323</u> トン	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和7年4月1日から令和8年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【するめいか】 <u>1,053</u> トン
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和7年4月1日から令和8年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 <u>1,323</u> トン	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和7年4月1日から令和8年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 <u>1,053</u> トン